

個人住民税を巡る最近の動向

- 個人所得課税改革に当たっては、多様な働き方に中立的な仕組みを構築するとともに、安心して結婚し子供を産み育てることができるようにするなど若い世代に光を当てる必要がある
- これまでにとりまとめた「一次レポート」や「論点整理」を受け、今回、働き方の選択に対して中立的な税制の構築に関する点を中心に議論し、中間報告をとりまとめ

一次レポート：「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（平成26年11月）
論点整理：「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月）

1. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築

■ 配偶者控除の見直しの選択肢に対する考え方

- ・ 現在の配偶者控除を更に見直すことが適当との方向性で一致したが、具体的な制度案には様々な意見があり以下の案について論点を整理
 - ① 配偶者控除を廃止するとともに、廃止によって生じる財源を子育て支援の拡充に充てる案
 - ② 配偶者控除に代えて移転的基礎控除を税額控除方式で導入する案
 - ③ 配偶者控除に代えて夫婦世帯を対象とした新たな控除を設ける案
- ※ 配偶者控除について、配偶者の収入制限である「103万円」を引き上げることも一案との意見
- ・ 家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わる問題でもあり、国民的議論が十分に尽くされることを期待

■ 他の制度・政策との関係

- ・ 被用者保険制度等における取組みも極めて重要であり、総合的な対応が必要
- ・ 企業の配偶者手当について、就業調整問題を解消する観点からの抜本的な見直しを強く要請

2. 所得控除方式の見直し（引き続き検討）

- 現行の「所得控除方式」は高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことを踏まえ、主要諸外国におけるゼロ税率方式、税額控除方式、逡減・消失型の所得控除方式などの仕組みを参考に、所得再分配機能を回復する観点からそのあり方について見直し

3. 働き方の多様化等を踏まえた諸控除の見直し（引き続き検討）

- 「雇用的自営」の増加や今後見込まれる働き方の多様化の進展も踏まえ、税負担能力の調整を所得の種類ごとではなく人的な事情に応じて配慮する重要性が高まっており、給与所得控除等のような「所得計算上の控除」と、基礎控除のような「人的控除」のあり方を全体として見直し

4. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築（まずは専門家の間で論点を整理）

- 就労形態や勤務先企業、投資対象となる金融商品によって利用できる制度が細分化され、税制上受けられる支援の大きさが異なることを踏まえ、企業年金等に係る税制について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築

- 「骨太方針2015」においても示されているとおり、個人所得課税改革は、税収中立の考え方を基本として行っていく必要

- 今後、幅広く丁寧な国民的議論ができるだけ早期に行われていくことを期待。専門的・技術的な観点から丁寧な議論を積み重ねることを通じ、こうした国民的議論に資するよう今後も検討を継続

5. 個人住民税のあり方

- 地域における社会的なセーフティネットを提供する地方公共団体に期待される役割が一層大きくなっていることを踏まえ、その役割を十分に果たしていくための**住民サービスの財源を適切に確保する観点**が極めて重要。
- ・ 働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめ、個人所得課税改革を進める上で、個人住民税においても、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状の下、**税収中立の考え方を基本として行っていく必要**。
- ・ 個人住民税は、比例税率化を通じて応益課税としての性格がより明確になっていることから、**配偶者控除をはじめ諸控除を見直す場合、税率構造や地方の基幹税としての役割、地域社会の会費を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格(地域社会の会費的性格)を踏まえた検討が必要**。
- ・ 税収の地域間格差、納税義務者数の維持及び社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることに留意が必要。

<参考>「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(個人住民税関係)の概要

〔平成27年11月 政府税制調査会〕

- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。
→ 地方公共団体が地域の実情に即した**住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠**
- **個人住民税は地域社会の会費的性格**(地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格)を有している。
→ **均等割の存在**
所得割(比例税率)における低めの課税最低限の設定
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。
→ **社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク**



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点が極めて重要。
 - ・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
 - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないことも重要**
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かないように留意**。
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性**も念頭に置く必要。

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

わが国の経済社会は近年において著しい構造変化を遂げている。個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要があるが、平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取り組みを進める必要がある。

（略）

他方で、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があると指摘されている（いわゆる「103万円の壁」）。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されている。生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかとということが懸念される。

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収（144万円）を上回るものである。

こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税収中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逡減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

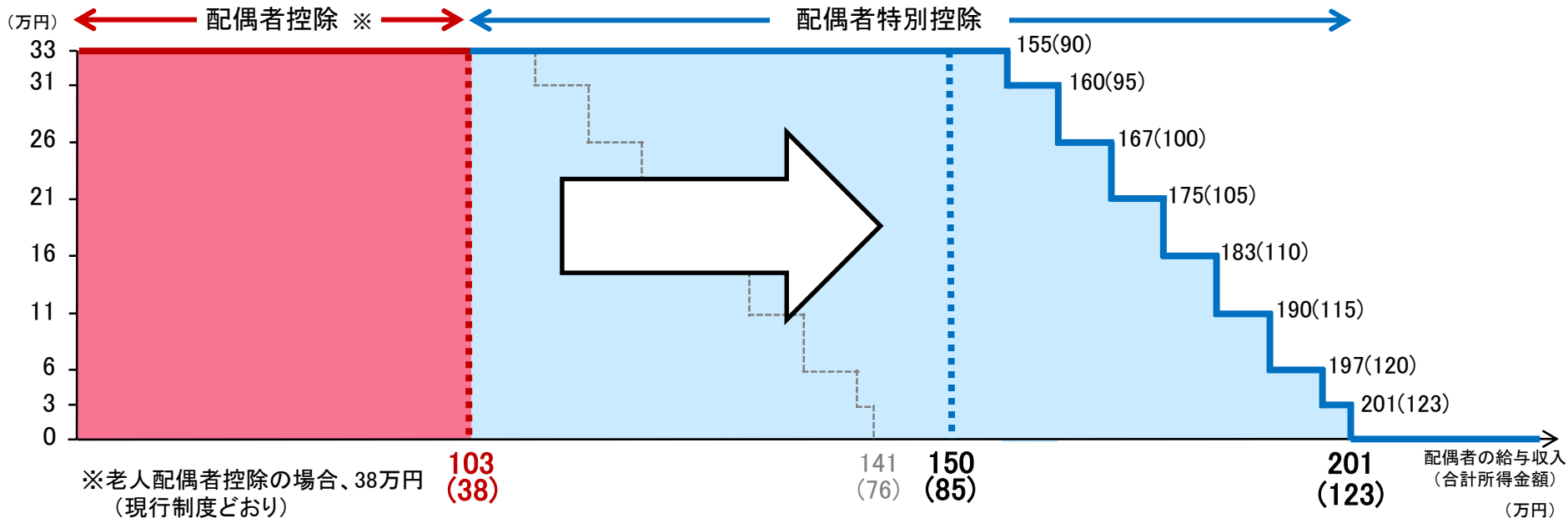
（略）

個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

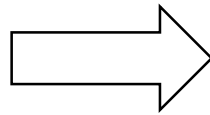
平成31年度分以後の
個人住民税について適用

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前:なし
(配偶者特別控除は、給与1,220万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)



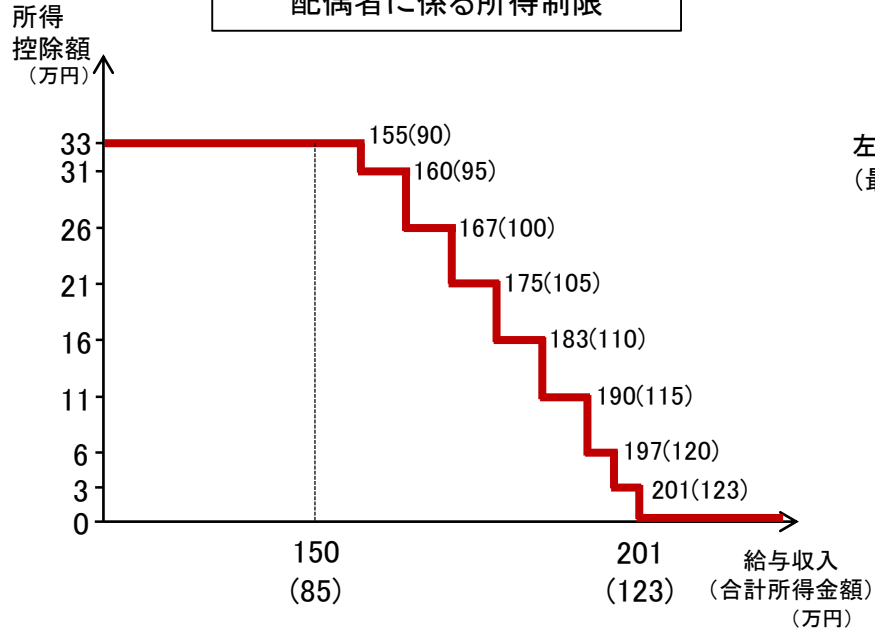
見直し後:
給与1,120万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120~1,170万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

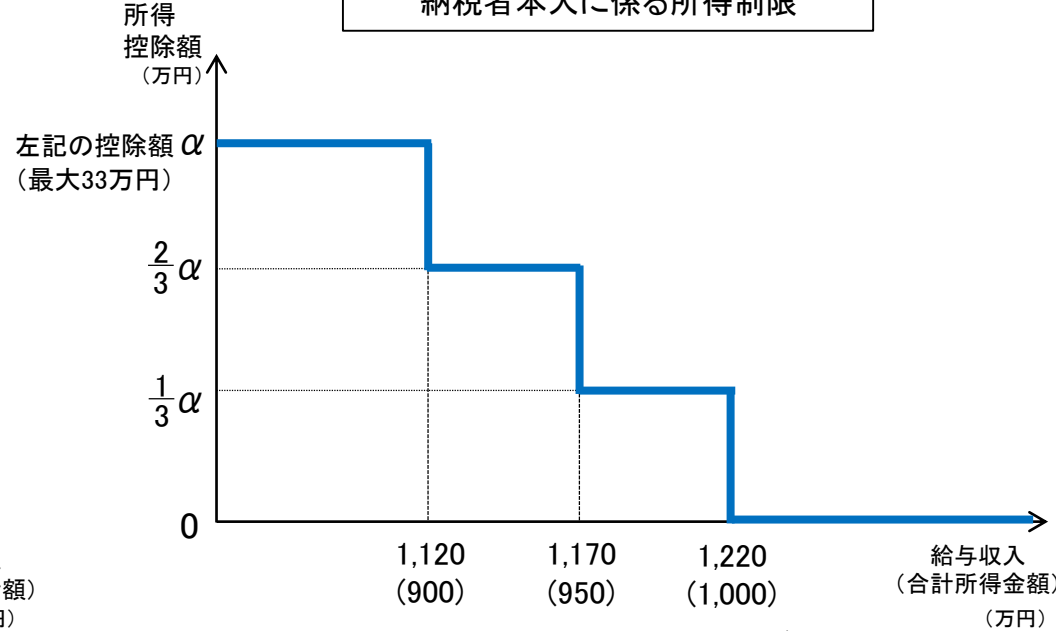
○ 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

控除額を納税者本人の所得に応じて 逦減・消失させていく仕組み

配偶者に係る所得制限



納税者本人に係る所得制限



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入(合計所得金額)

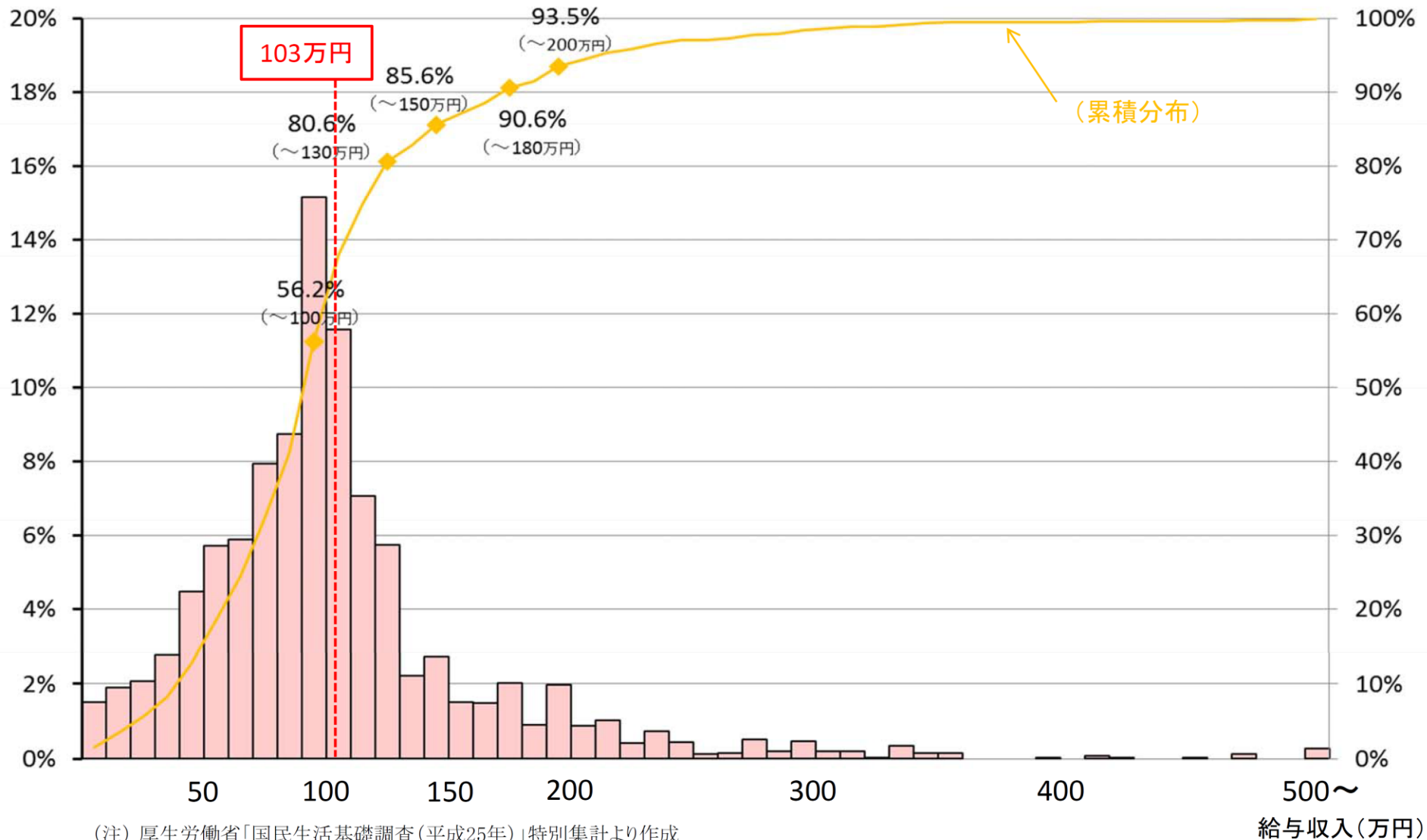
(単位:万円)

	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額38万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額26万円、③1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

納税者本人の給与収入(合計所得金額)

パート労働者（妻）の収入分布（給与）

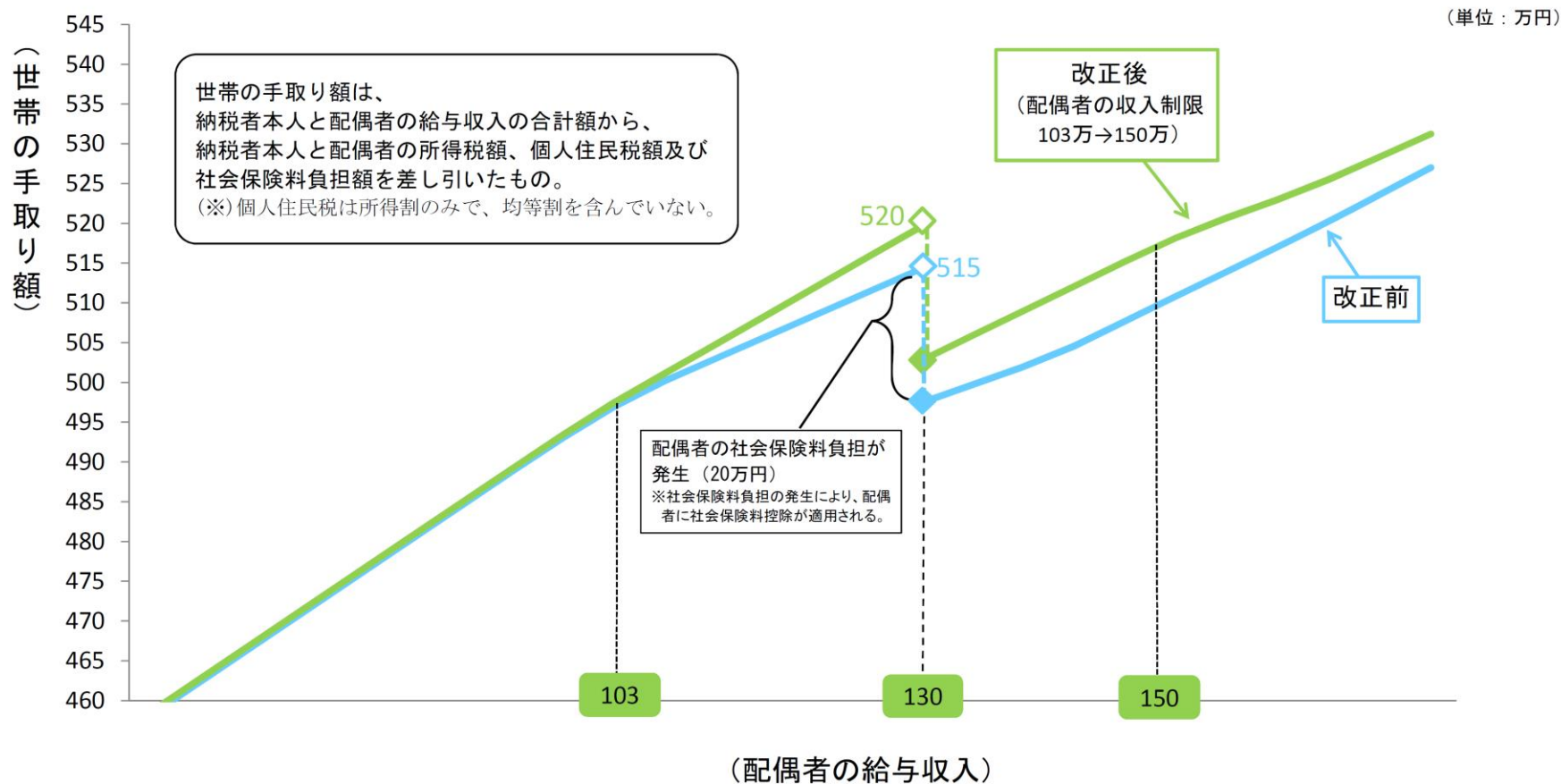


(注) 厚生労働省「国民生活基礎調査(平成25年)」特別集計より作成

配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図

- (前提)
- ・ 納税者本人の給与収入は500万円と仮定。
 - ・ 配偶者は中小企業等に勤めており、平成28年10月からの被用者保険の適用拡大の対象外。配偶者の給与収入が130万円以上になると、配偶者は国民年金の第1号被保険者となるケースが一般的であるが、ここでは、配偶者の労働時間が正社員の4分の3以上となり、厚生年金の加入者（国民年金の第2号被保険者）となると仮定。

(注) 配偶者は、厚生年金の加入者となることで、将来的に基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受けることができることとなる。



民間における家族手当の支給状況について

(人事院「平成28年職種別民間給与実態調査」により作成)

① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する				配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を状況の変化によっては見直すことを検討	配偶者の手当を見直す予定がない			
76.8%	(87.0%)	[9.1%]	[13.3%]	[77.6%]	(13.0%)	23.2%

(注1) ()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[85.4%]	<29.5%>	<65.9%>	<4.6%>	[14.6%]

(注1) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

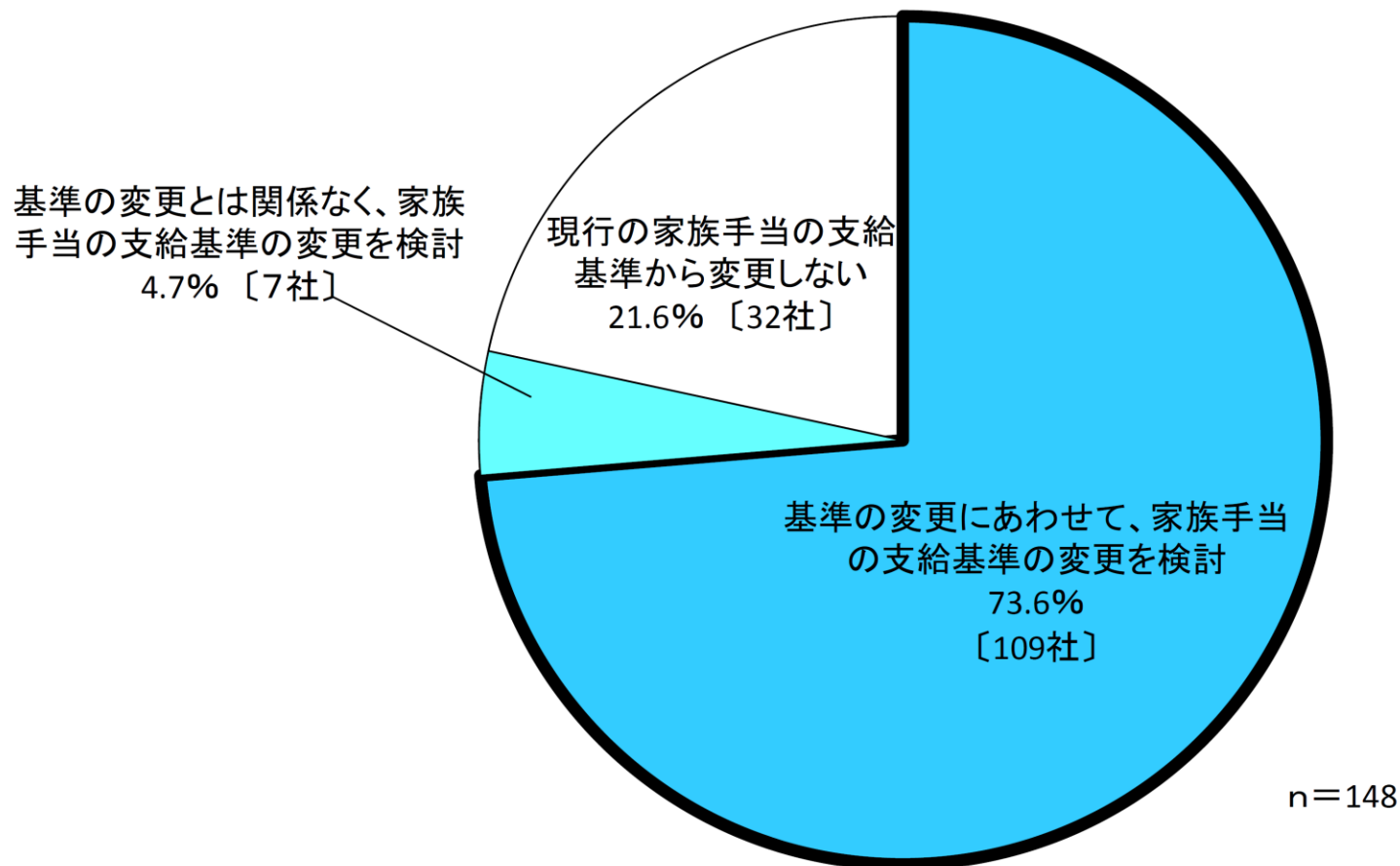
扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,024円
配偶者と子1人	20,094円
配偶者と子2人	25,593円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

配偶者控除の見直しに伴う民間企業の家族手当 (配偶者手当)の見直しについて (アンケート結果)

(日本経済団体連合会「2015年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査結果」(2016年1月19日)より)

「配偶者控除」や「健康保険被扶養者」の適用となる所得基準が変更となった場合の対応



平成29年度税制改正大綱（抄）

平成28年12月8日
自由民主党
公明党

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

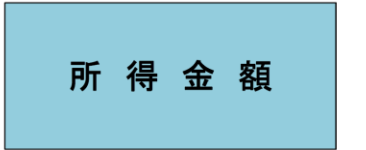
個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果が制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあるべき姿について検討する必要がある、丁寧に進めていくこととする。

所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

所得控除 (日本)

所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



所得控除



累進税率を適用

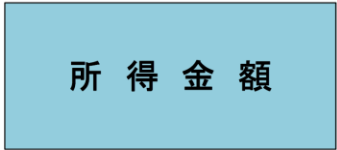


負担軽減

高所得者ほど大

①ゼロ税率 (ドイツ・フランス)

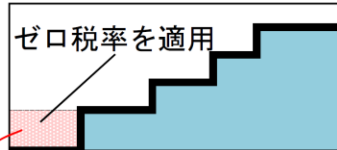
課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



||



所得控除なしで累進税率を適用

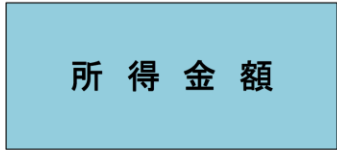


負担軽減

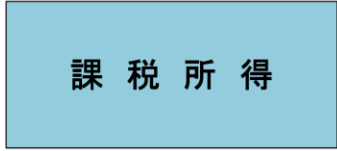
所得水準によらず一定

②税額控除 (カナダ)

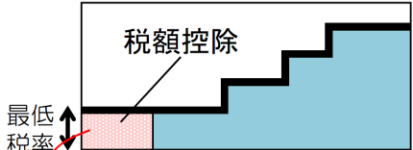
一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



||



所得控除なしで累進税率を適用

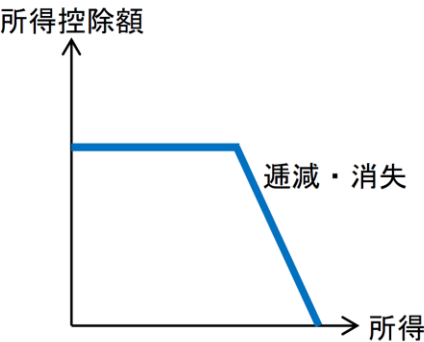


負担軽減

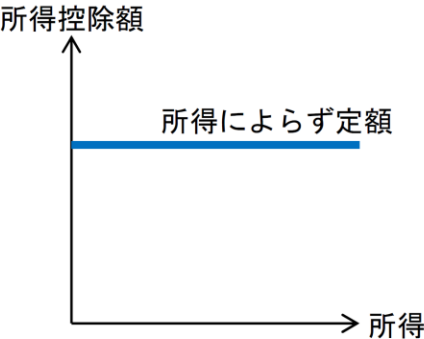
所得水準によらず一定

③所得控除 (アメリカ・イギリス)

所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式

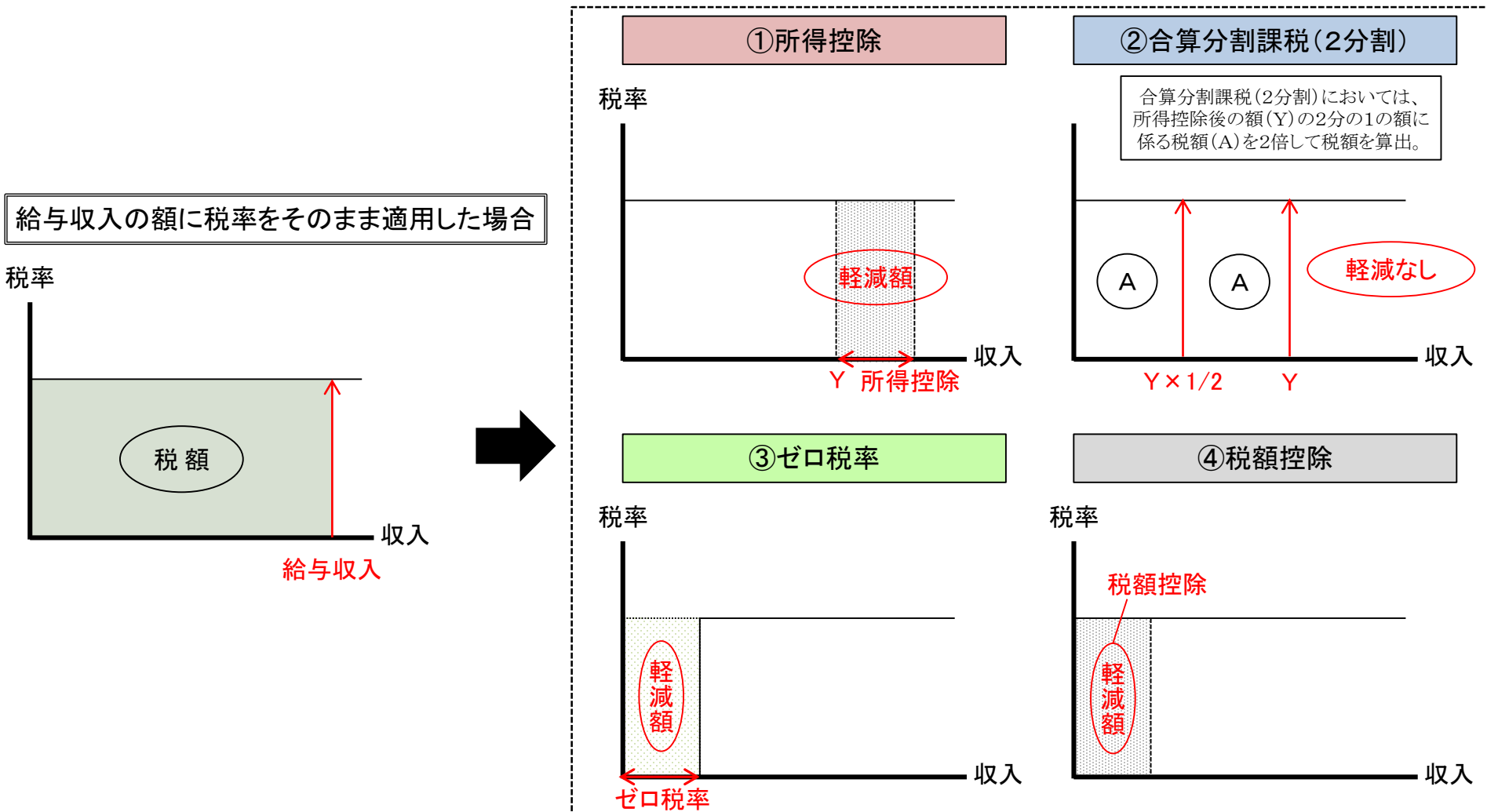


所得控除 (日本)



所得課税（比例税率）における負担調整制度の効果（イメージ）

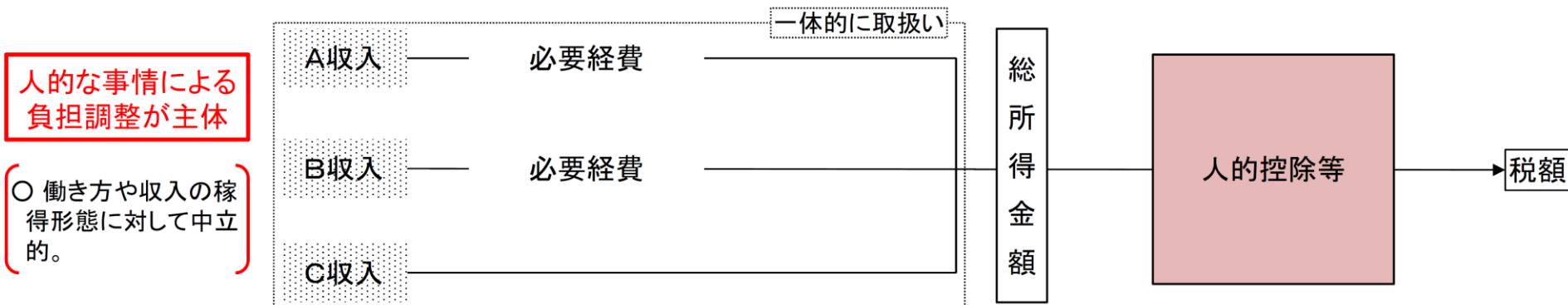
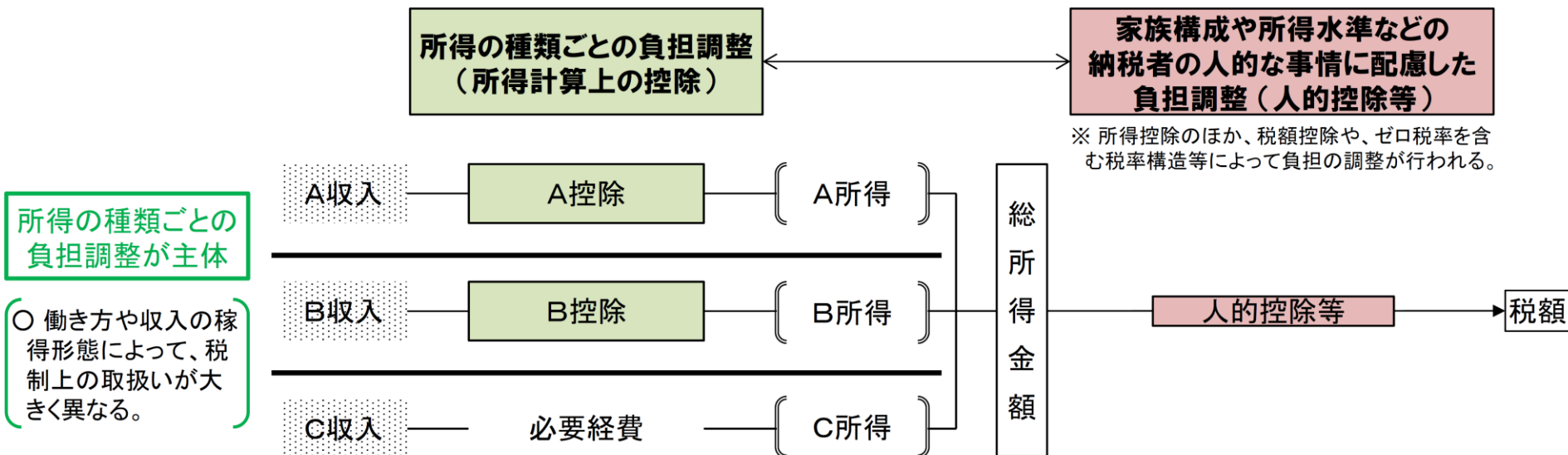
- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税(2分割)については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。



税負担の調整のあり方(イメージ)

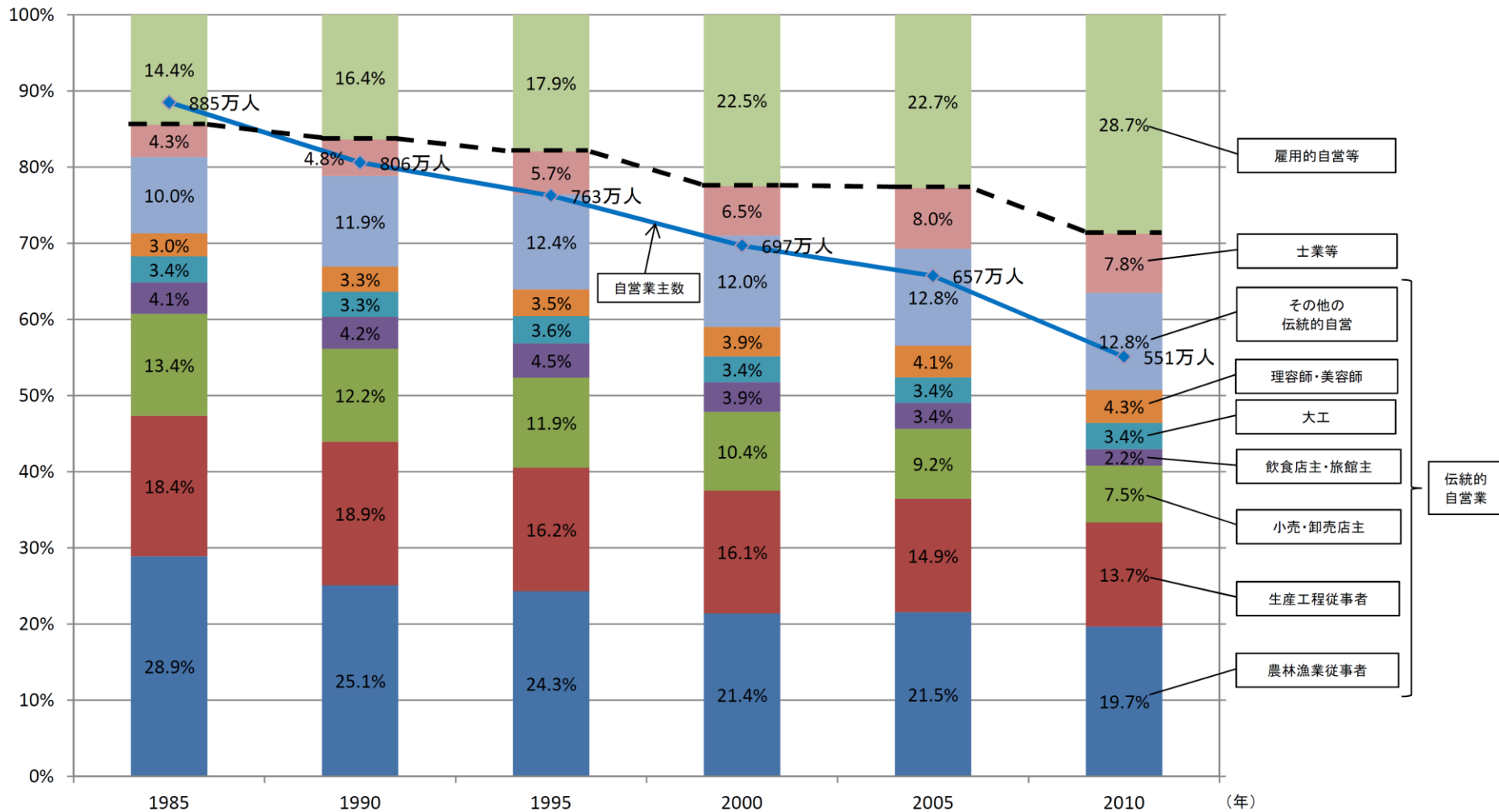
○ 税負担の調整に当たっては、

- ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
- ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



職種別自営業主数及び構成比の推移

○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



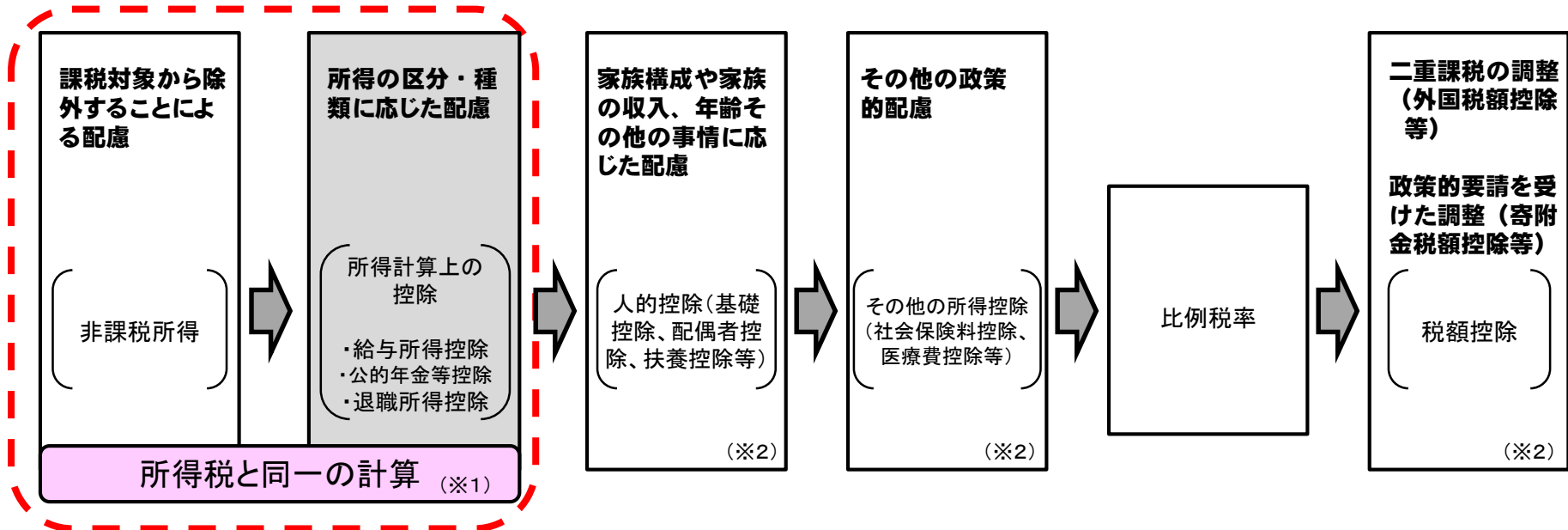
(出典)総務省「国勢調査」

(備考)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

個人住民税の課税標準の計算

- 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされており、給与所得控除や公的年金等控除等の所得計算上の控除は、所得税と同一の計算となっている。

<個人住民税所得割の計算の仕組み>



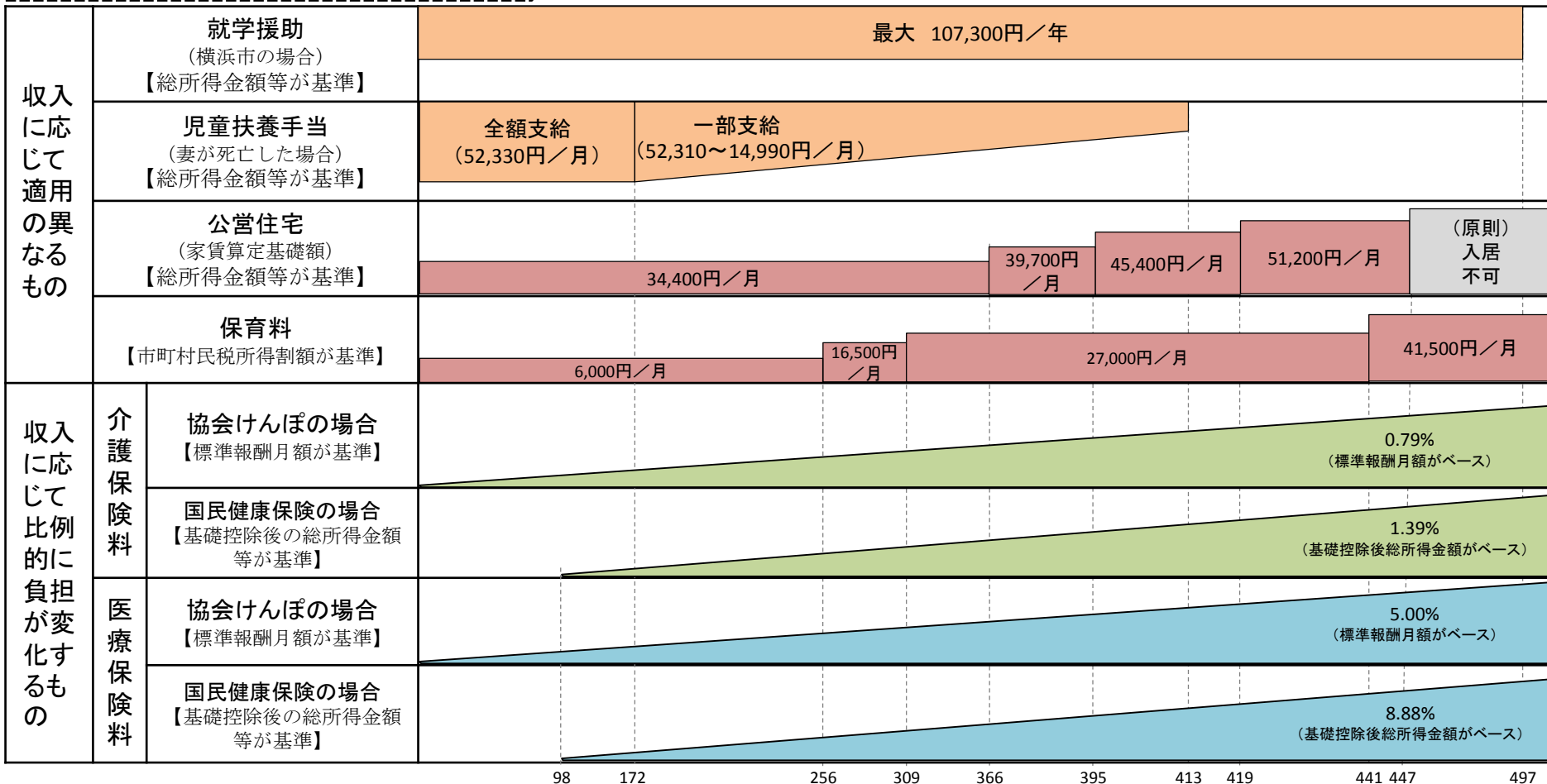
(※1) 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定。

(※2) 個人住民税の人的控除(所得控除)は、所得税の人的控除(所得控除)の範囲内(低めに控除額が設定)とされており、また、政策的な所得控除及び税額控除は、所得税と比較して限定的。(地域社会の会費的性格をより明確化する観点)

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（1/2）

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のわからない者であっても収入等を把握する必要。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの（保育料）や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの（介護保険料や医療保険料）等がある。

給与所得者のケースのイメージ



(注1) 平成28年8月時点ベースで作成。給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。

(注2) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。

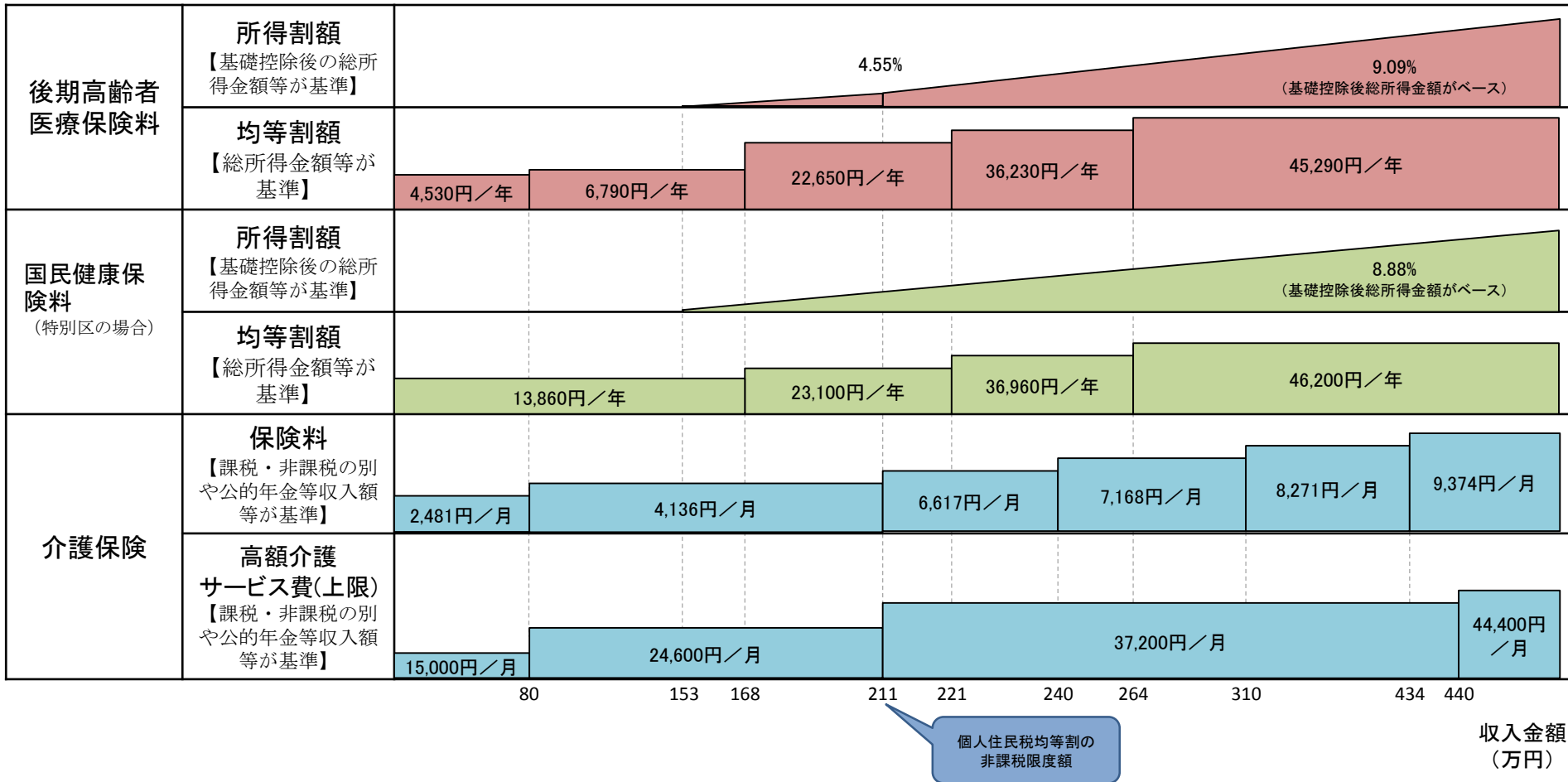
(注3) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。

このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年, 医療分:46,200円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

収入金額
(万円)

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（2/2）

公的年金等受給者のケースのイメージ



(注1) 平成28年8月時点ベースで作成。夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース。図表の収入金額は夫の年金収入を示す。
 (注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。

※ この他、高齢者における医療費の自己負担割合(国民健康保険、後期高齢者医療)については、個人住民税の各所得控除後の所得金額を利用している。

県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

税源移譲の経緯

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）により、県費負担教職員の給与等の負担事務等が都道府県から指定都市へ移譲（平成29年4月1日施行）

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	

- 平成26年度税制改正大綱において、事務移譲にあわせて、個人住民税所得割の税率2%相当分を税源移譲することとされている。

税率の変更と新税率適用開始の時期等

- 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は2%（改正前4%）、市民税は8%（改正前6%）とする。
また、分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、この割合に合わせて改める。
- 新税率の適用開始時期は、指定都市の税務システムの改修（所得情報等の提供に係るシステム改修を含む。）や関係機関への周知に要する期間等を踏まえ、平成30年度分個人住民税からとする。
- 平成30年度分の個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、地方税法上の交付金を創設し、平成29年度及び平成30年度（※）の収入となる個人住民税所得割のうち税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

（※）給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成30年4月及び5月の給与等に係るもの

退職所得の分離課税に係る所得割の取扱い

- 退職所得の分離課税に係る所得割については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率変更をせず、地方税法上の交付金を創設し、退職所得に係る税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

「平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」(平成29年1月23日付事務連絡)

② 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

ウ 「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

税源移譲後、各地方団体における「市町村民税所得割額」を給付の受給要件や利用者負担の決定等の基準として利用する福祉・教育制度等においては、指定都市と他の市町村で適用される税率が異なることとなることから、例えば、1月1日現在、指定都市に住所を有していた者が、転居等により指定都市以外の市町村で各制度を利用する場合、従前より当該市町村に住所を有している者と比較して、不公平な取扱いとならないよう、関係省庁における対応を踏まえ、社会福祉部局等と連携して条例等の改正や実務面での準備等の対応が必要となること。

また、各地方団体において独自に実施している制度においても、「市町村民税所得割額」を利用している場合は、社会福祉部局等と連携して、同様の対応を行うとともに、「市町村民税所得割額」とは異なる基準への変更について検討されたいこと。

<イメージ>

